

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和2年4月9日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

郵便番号 064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1-1
札幌市教育委員会中央図書館運営企画課総務係（電話 011-512-7330）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 読書活動についてのアンケート調査業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年8月30日（金）まで
- (4) 履行場所 札幌市教育委員会中央図書館運営企画課の指定する場所
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人間関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64号第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札説明書の交付

(1) 場所

上記 1 の場所にて交付する。なお、仕様書の一部については「資料貸出申請書」を提出の上、閲覧、貸与するため、必要に応じて当該申請書を持参すること。

(2) 期間

この告示の日から入札書等の提出期限の前日までとする。ただし、上記 1 の場所での交付については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札の日時及び場所

令和 2 年 4 月 21 日（火）13 時 30 分

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課研修室 A

（札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 中央図書館 3 階）

(2) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに上記(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

上記(1)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。なお、送付及び電送による提出は認めない。

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を、取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に上記 3 に掲げる入札参加資格を

有することを証する書類を提出しなければならない。

ウ 入札参加資格を有しなかつた者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。